



3文ス第1865号
令和4年2月1日

公益財団法人福島県体育協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

感染急増時における濃厚接触者の対応について（通知）

このことについて、厚生労働省、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部より、待機期間の短縮の通知がありましたので、お知らせします。（別紙参照）

つきましては、貴団体におかれましても、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 厚生労働省通知による改正内容

- (1) 濃厚接触者の待機期間を最終曝露日から原則7日間とし、8日目に解除
- (2) 社会機能維持者である濃厚接触者は、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、5日目から解除が可能
- (3) 無症状患者の療養解除基準について、検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とする
- (4) 上記(1)(3)の場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求める

2 改正に伴う本件の対応

令和4年1月28日付け3健第11753号「感染急増時における濃厚接触者等の対応について」の通知内容について、今回の改正を反映し県庁ホームページに掲載しておりますので、御参照願います。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について（感染急増時）」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3健第13199号
令和4年1月29日

各 部 局 長 様
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長 様
県 警 本 部 長 様

保 健 福 祉 部 長
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 〕
〔 感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

感染急増時における濃厚接触者の対応について（通知）

このことについて、先に通知しました令和4年1月28日付け3健第11753号「感染急増時における濃厚接触者等の対応について」に関連し、厚生労働省より待機期間の短縮の事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知に基づく対応の御協力をお願いするとともに、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

なお、各市町村には別途通知していることを申し添えます。

記

1 厚生労働省通知による改正内容

- (1) 濃厚接触者の待機期間を最終曝露日から原則7日間とし、8日目に解除
- (2) 社会機能維持者である濃厚接触者は、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、5日目から解除が可能
- (3) 無症状患者の療養解除基準について、検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とする
- (4) 上記(1)(3)の場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求める

2 改正に伴う本県の対応

令和4年1月28日付け3健第11753号「感染急増時における濃厚接触者等の対応について」の通知内容について、今回の改正を反映し県庁ホームページに掲載しておりますので、御参照願います。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について（感染急増時）」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



(事務担当 感染症企画チーム 024-521-8583)